

経 済 産 業 省

20230724貿局第1号
輸出注意事項2023第13号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年8月2日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は令和5年8月9日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○輸出貿易管理令の運用について (昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号)

改正後	現行				
<p>2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 輸出令別表第2の3第一号の解釈</u> <u>輸出令別表第2の3第一号の解釈は、1-1(7)(イ)によるものとする。ただし、以下のものは、別表第2の3第一号の品目に含まれないものとする。</u> <u>輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第1条二十二号ロ(四)に該当するもの、同表の3の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第2条第2項第二号若しくは第七号に該当するもの又は同表の5の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第二号イに該当するものうち、次の(イ)又は(ロ)に該当するもの</u> <u>(イ) 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸入したものであって、輸入した後返送のため輸出するもの(無償のものに限る。)</u> <u>(ロ) 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸出するものであって、輸出した後輸入すべきもの(無償のものに限る。)</u></p> <p><u>(7)・(8) (略)</u></p> <p><u>(9) 輸出令別表第2の3第二号の二の解釈</u> <u>輸出令別表第2の3第二号の二に掲げる貨物であっても、次の(イ)又は(ロ)に該当するものは、別表第2の3第二号の二の品目に含まれないものとする。</u> <u>(イ) 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸入したものであって、輸入した後返送のため輸出するもの(無償のものに限る。)</u> <u>(ロ) 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸出するものであって、他の貨物の輸出において費消されるもの(保守、修理により繰り返し使用するものは除く。)、又は輸出した後輸入すべきもの(無償のものに限る。)</u></p> <p>(削除)</p>	<p>2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p><u>(8) 輸出令別表第2の3第二号の二の解釈</u> <u>輸出令別表第2の3第二号の二の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1144 1310 1283 1500">輸出令別表第2の3第二号の二の細目</td> <td data-bbox="1283 1310 1543 1500">貨物名</td> <td data-bbox="1543 1310 2096 1500">解釈 (対象となる関税率表の番号等)</td> </tr> </table>	輸出令別表第2の3第二号の二の細目	貨物名	解釈 (対象となる関税率表の番号等)
輸出令別表第2の3第二号の二の細目	貨物名	解釈 (対象となる関税率表の番号等)			

	(略)	(略)	(略)
--	-----	-----	-----

「外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシに係る役務取引許可について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 ○外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシに係る役務取引許可について（令和4年3月15日付け輸出注意事項2022第9号）

改正後	現行
<p>3 役務取引の許可 上記1の役務取引については原則として許可しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、許可を行うことがある。 ①～⑩（略） <u>なお、上記の許可は、次の役務取引許可基準により行う。</u> <u>1 技術が実際に利用する者に到達するのが確からしいか否か</u> <u>2 申請内容にある利用する者が技術を使用するのが確からしいか否か</u> <u>3 技術が国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げるおそれがないことが確からしいか否か</u> <u>4 技術が利用する者によって適正に管理されるのが確からしいか否か</u> <u>5 申請内容が①～⑩の各号に該当すると判断するに足りるものであるか否か</u></p> <p>4 許可の条件 <u>許可に係る事項の確実な実施を図るため、役務取引の形態等により、据付確認報告、積み戻しその他必要な条件を付すことがある。</u></p> <p>5 解釈を要する語 (略)</p>	<p>3 役務取引の許可 上記1の役務取引については原則として許可しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、許可を行うことがある。 ①～⑩（略） (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 解釈を要する語 (略)</p>

「ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について（令和4年3月15日付け輸出注意事項2022第10号）

改正後	現行
<p>3 輸出の承認 上記1に該当する輸出は、原則として承認しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。</p> <p>①～⑨（略）</p> <p><u>なお、上記の承認は、次の輸出承認基準により行う。</u></p> <p><u>1 貨物が実際に需要者に到達するのが確からしいか否か</u></p> <p><u>2 申請内容にある需要者が貨物を使用するのが確からしいか否か</u></p> <p><u>3 貨物が国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げるおそれがないことが確からしいか否か</u></p> <p><u>4 貨物が需要者によって適正に管理されるのが確からしいか否か</u></p> <p><u>5 申請内容が①～⑨の各号に該当すると判断するに足りるものであるか否か</u></p> <p>4 承認の条件 <u>承認に係る事項の確実な実施を図るため、納品または据付確認報告その他必要な条件を付すことがある。</u></p>	<p>3 輸出の承認 上記1に該当する輸出は、原則として承認しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。</p> <p>①～⑨（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

「包括輸出承認取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括輸出承認取扱要領（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）

改正後	現行								
<p>別紙2</p> <p>表1 一般包括輸出承認の条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 405 636 443">一般包括輸出承認の条件</th> <th data-bbox="636 405 1106 443">承認条件の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 443 636 1267"> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和4年経済産業省告示第45号）に限る。）を仕向地とする<u>場合</u></p> <p>⑤<u>ベラルーシを仕向地とする輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和4年経済産業省告示第46号）との直接又は間接の取引による場合</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> </td> <td data-bbox="636 443 1106 1267"> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 (略)</p>	一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和4年経済産業省告示第45号）に限る。）を仕向地とする<u>場合</u></p> <p>⑤<u>ベラルーシを仕向地とする輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和4年経済産業省告示第46号）との直接又は間接の取引による場合</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>別紙2</p> <p>表1 一般包括輸出承認の条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 405 1615 443">一般包括輸出承認の条件</th> <th data-bbox="1615 405 2085 443">承認条件の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 443 1615 1267"> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和4年経済産業省告示第45号）に限る。）を仕向地とする<u>輸出又はベラルーシを仕向地とする輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和4年経済産業省告示第46号）との直接又は間接の取引による場合</u> (新設)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> </td> <td data-bbox="1615 443 2085 1267"> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 (略)</p>	一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和4年経済産業省告示第45号）に限る。）を仕向地とする<u>輸出又はベラルーシを仕向地とする輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和4年経済産業省告示第46号）との直接又は間接の取引による場合</u> (新設)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(略)</p>
一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用								
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和4年経済産業省告示第45号）に限る。）を仕向地とする<u>場合</u></p> <p>⑤<u>ベラルーシを仕向地とする輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和4年経済産業省告示第46号）との直接又は間接の取引による場合</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(略)</p>								
一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用								
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和4年経済産業省告示第45号）に限る。）を仕向地とする<u>輸出又はベラルーシを仕向地とする輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和4年経済産業省告示第46号）との直接又は間接の取引による場合</u> (新設)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(略)</p>								